

## 社会存在論入門——集団的行為者の議論を中心に

倉田 剛（九州大学）

次のような諸事実——〈2022年2月ロシアはウクライナの領土への軍事侵攻を開始した〉、〈私の財布に入っている紙片は1万円札である〉、〈ジョー・バイデンはアメリカ合衆国第46代大統領である〉、〈文学部教授会はその学生に奨励金を授与する決定を下した〉——が成り立つような世界を「社会的世界」(social world)と呼ぶとすれば、その世界の基礎的な構成要素とは何であるのか。それらはいかなる仕方で存在しており、互いにどのような関係に立つのか。

社会存在論 (social ontology) は、こうした社会的世界の本性、存在様態、構造等についての根本的な問いに取り組む、形而上学の新しい分野である。今日それは、社会諸科学の基礎を探求する「社会科学の哲学」(philosophy of social science)の一部と見なされることもある (Cartwright and Montuschi [eds.] 2014)。

このレクチャーは二つのねらいをもつ。第一のねらいは、わが国において紹介が進んでいるとは言いがたい社会存在論の簡単な「見取り図」を提供することであり、第二のねらいは、代表的なトピックスの一つである「集団的行為者」(group agent)をめぐる議論に関して、現時点での私自身の見解を述べることである。

レクチャーの前半では、社会存在論にほとんど触れたことのない人を念頭に、その全体像を概説する。私の見方では、現在「社会存在論」という枠の中で議論されている事柄のほとんどは次の5つのトピックスのいずれかに属する。

- ① 社会的存在者と集合的志向性 (social entities and collective intentionality)
- ② 社会的存在者の基礎づけ (grounding for social entities)
- ③ 社会的集団および集団的行為者 (social groups and group agents)
- ④ 社会的慣習、規範、制度 (social convention, norm, institution)
- ⑤ 社会種ないし社会的カテゴリー (social kinds or social categories)

一見すると、これら5つのトピックスは互いに関連をもたないように見えるし、実際のところ、それらはもともと異なる文脈で議論されてきた。たとえば①に関しては、集合的行為 (collective action) ないし共同行為 (joint action) を扱う行為の哲学 (や心の哲学) において議論がスタートし、②は「基礎的な存在者」と「派生的な存在者」との一般的な関係、あるいは「マイクロな事象」と「マクロな事象」との一般的な関係を定式化しようとする形而上学の中で、副次的に扱われてきた。また、③は伝統的に、国家や法人の本性を論じる社会哲学・政治哲学の文脈で議論されてきたし、④は、近年とりわけゲーム理論 (合理的選択理論) ないしそれを道具立てとする哲学の中で論じられてきたトピックである。さらに、⑤につい

て言えば、いわゆる自然種 (natural kinds) を主題とする科学哲学および形而上学の文脈で「ついでに」取り上げられるか、ジェンダーや人種について議論を行うフェミニズム理論や社会構築主義の中で語られることが多かった。だが、出自を異にすると言えども、これら五つのトピックスのどれもが「社会的世界の基本構成要素」に関するトピックであることに異論を唱える者はいないだろう。

①～⑤のいずれを中心に据えるのかは、論者によって大きく異なる。サールやトゥオメラに代表される「標準理論」であれば、①を土台にして、他のすべてのトピックスにアプローチするだろうし (Searle 1995; Tuomela 2002)、分析形而上学的な手法をより重視するエプスタインであれば②を中心に据えるだろう (Epstein 2015)。③を中心と見る論者はあまり多くないとはいえ、ペティットらがその中心にいることは間違いない (List and Pettit 2011)。④について言えば、ゲーム理論ないし経済学の哲学の観点から、社会存在論を統一しようとするグアラたちの試みがある (Guala 2016)。また、新しい自然種理論 (HPC 説) の中で社会種 (人工物種) を分析しようとする論者たちや、ハッキングの「人間に関する種」 (human kind) の議論にインスパイアされた論者たちは、社会存在論の中心課題は⑤にあると考えているはずである (Mallon 2016)。

このように、いま挙げた 5 つのトピックスは異なる出自をもち、論者によって異なる重みづけを与えられている。それにもかかわらず、「社会存在論」という共通の枠組みの中でそれらが議論されることのメリットは強調されるべきである。

レクチャーの後半では、集団的行為者に関連する議論を行う。私はこの予稿の冒頭でいくつかの (社会的・制度的) 事実に言及したが、その際に「ロシアはウクライナの領土への軍事侵攻を開始した」や「文学部教授会はその学生に奨励金を授与する決定を下した」といった文を用いた。集団的行為者に関する基本的な問いとは、日常生活の中で (もちろん社会科学の中でも) 頻繁に用いられる、この種の文は集団 (国家や教授会) を文字通りに行為の主体ないし意思決定の主体であると主張しているのかという問いである。この問いに関連するものとして、「そもそも何かが行為者であるための条件とは何か」、「ある集団が行為者であれば、それは責任の主体でもあるのか」などが挙げられる

私自身は、「あるタイプの社会的集団は真正な行為者である」と主張する立場 (List & Pettit 2011; Tollefsen 2015) に立つ。(集団的行為者はたんなる便宜的な「語り方」やフィクションではない。それは存在する!) しかしながら、本レクチャーでは、この主張を直接的に正当化するというよりは、むしろこの主張をサポートする議論が、社会存在論の根本問題でもある「個人主義と集合主義」の問題に対してもちうる含意を取り出してみたい。最終的に、私は、集団的行為者のあるタイプの擁護は、方法論的集合主義だけでなく、存在論的集合主義をも要求せざるをえないことを示すつもりである。

#### 主要参考文献

- Cartwright, N. and E. Montuschi. [eds.] (2014). *Philosophy of Social Science*, Oxford: Oxford

University Press.

- Epstein, B. (2015). *The Ant Trap: Rebuilding the Foundations of the Social Sciences*, Oxford: Oxford University Press.
- Guala, F. (2016). *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*, Princeton: Princeton University Press. (フランチェスコ・グアラ『制度とは何か——社会科学のための制度論』瀧澤弘和・水野孝之訳、慶応義塾大学出版会、2018年)
- List, C. and P. Pettit. (2011). *Group Agency: The Possibility, Design, and Status of Corporate Agents*, Oxford: Oxford University Press.
- Mallon, R. (2016). *The Construction of Human Kinds*, Oxford: Oxford University Press.
- Searle, J. (1995). *The Construction of Social Reality*, New York: Free Press.
- Tollefsen, D. (2015). *Groups as Agents*, Cambridge: Polity.
- Tuomela, R. (2002). *The Philosophy of Social Practices: A Collective Acceptance View*, Cambridge: Cambridge University Press.